

①天願地区【うるま市】



▲船揚場150m ▲物揚場(-2.5m)50m
▲物揚場(-2.0m)150m ▲防波堤740m ▲浮棧橋1基

②石川地区【うるま市】



▲物揚場(-2.5m)290m ▲防波堤780m

③平安座南地区【うるま市】



▲平安座第一航路-3.0、2,000m (R3年水深-1.5m暫定供用)
▲防波堤300m ▲物揚場(-2.5m)620m
▲船揚場100m ▲緑地3.4ha ▲防波堤(波除)130m

④浜地区【うるま市】



▲物揚場(-3.0m)65m
▲物揚場(-2.0m)85m
▲防波堤170m ▲緑地1.5ha 海浜515m

●新港地区・泡瀬地区



① 新港地区

中城湾港新港地区は、本県における物資の円滑な流通を確保するための流通拠点として整備するとともに、産業の振興、産業の構造の改善、雇用機会の創出並びに県土の均衡ある発展に資するための工業用地の整備等、流通機能、生産機能を併せ持つ流通加工港湾として整備しております。

また、クルーズ船の受け入れも可能で、2025年は外航船舶1隻の寄港が予定されています。(令和7年5月1日現在)

中城湾港

中城湾港は、沖縄本島中部の東海岸に位置し、北の勝連半島から南の知念半島まで3市2町2村にまたがる約24,000haの広大かつ静穏な海域を有する天然の良港です。

港湾計画では流通加工型の新港地区やマリンタウンプロジェクト、泡瀬地区開発計画等が位置づけられております。

- 港格:重要港湾
- 港湾管理者:沖縄県
- 指定年月日:昭和47年5月15日
- 所在地:3市2町2村
(沖縄市、うるま市、南城市、北中城村、中城村、西原町、与那原町)

●津堅地区・アギ浜地区【うるま市】

津堅地区

▲防波堤(外)520m
▲浮棧橋1基
▲物揚場(-3m)100m
▲防波堤(北)150m
▲物揚場(-2.5m)180m
▲防波堤(沖)120m



アギ浜地区

▲防波堤(北)200m
▲防波堤(南)320m
▲物揚場(-2.5m)100m
▲船揚場50m

区分	事業費		主要施設		
	事業名	総事業費	第一期計画	第二期計画	
			1次埋立	2次埋立	3次埋立
国 直轄事業	港湾改修事業	1,080億円	岸壁(-13m)1バース 260m	岸壁(-11m)1バース 190m	岸壁(-12m)1バース 240m
			岸壁(-10m)1バース 185m		岸壁(-11m)3バース 570m
県 補助事業	港湾改修事業	257億円	-4.0m物揚場 770m	岸壁(-7.5m)6バース 780m	臨港道路、緑地
	港湾環境整備整備事業	80億円	岸壁(-5.5m)3バース 270m		
	臨海部土地造成事業 機能施設整備事業	780億円	岸壁(-7.5m)2バース 260m	臨港道路、緑地、ふ頭用地	港湾関連用地 7.9ha
県 起債事業			港湾関連用地 21.6ha	港湾関連用地 24.1ha	工業用地 39.6ha
			工業用地 76.8ha	工業用地 62.1ha	
			都市機能用地 35.6ha	都市機能用地 21.9ha	
合計		2,197億円			

※港湾統計・施設使用料は資料編を参照



中城湾港新港地区(航空写真)とクルーズ船入港状況

【国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律について】

海上におけるテロ事件等を未然に防ぐため、平成14年12月海上における人命の安全のための国際条約(以下SOLAS条約)注1)の改正が採択されました。SOLAS条約の改正に伴い、平成16年7月1日から「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」(平成16年4月14日公布)が施行されました。法律は国際航海船舶注2)及び国際港湾施設注3)の保安の確保並びに国際航海船舶の入港に係る規制を行うものであります。そのため、新港地区西埠頭にはフェンス及びゲートを設置し、埠頭入域者等の規制を行っております。

また、国際航海船舶が利用する－7.5mから－13m岸壁には、照明設備も完備し保安体制を整えております。

国際埠頭入域者等に対するチェック状況



国際港湾総合訓練



注1)“The International Convention for the Safety of Life at Sea”、注2)国際航海に従事する全ての旅客船と総トン数500トン以上の貨物船、注3)国際航海船舶が利用する岸壁

② 泡瀬地区(中城湾港建設現場事務所)

泡瀬地区開発事業は、地元からの強い要請に基づき、沖縄本島中部東海岸地域の活性化を図るため、沖縄市の優位な資源であるスポーツや文化芸能を最大限活用し、スポーツを中心とした商業や宿泊、マリナーや人工ビーチによる海洋レジャーなどを展開する、スポーツコンベンション拠点の形成を図るものです。現在は、緑地及び臨港道路の整備を行っております。

国・県・市による事業の枠組み

区分	事業名	整備内容
国	国際物流ターミナル整備事業	◆(新港地区)航路・泊地浚渫 ◆埋立(面積86ha)
県	泡瀬地区埋立・港湾施設等整備事業	◆埋立(面積9ha) ◆防波堤(北・南) ◆旅客船埠頭 ◆小型船だまり ◆人工海浜 ◆臨海道路 ◆マリナー施設 ◆緑地
市	東部海浜開発事業	◆区画道路 ◆下水道 ◆雨水施設 ◆上水道

土地利用計画のイメージ



一般県道20号線【泡瀬工区】

県道20号線は、中城湾港泡瀬地区から沖縄市上地に至る延長約7kmの一般県道であり、沖縄市の東海岸地域と中心市街地を結ぶ人流・物流の幹線道路として重要な役割を担っております。

泡瀬工区は、泡瀬地区開発事業における人工島へのアクセス道路を新設するもので、平成25年度より4車線約800mの橋梁整備に着手しております。

自然環境への配慮

本事業は、埋立計画区域及びその周辺に干潟や藻場が分布していることから、干潟を保全するため、埋立地を出島方式とするなど、環境保全に配慮した計画としております。

また、事業の実施にあたっては、埋立地周辺の環境への影響を極力少なくするため、環境監視調査を実施し、環境に最大限配慮しつつ慎重に工事を進めています。また、これら監視調査結果は、専門家や地域代表者で構成された「中城湾港泡瀬地区環境監視委員会」で審議していただいております。

さらに、学識経験者や有識者で構成する「中城湾港泡瀬地区環境保全・創造検討委員会」を設置し、環境保全対策や人工島及び周辺における環境整備による新たな環境創造に取り組んでおります。



県道20号線(泡瀬工区)完成予定図(CG)



中城湾港泡瀬地区(航空写真)
(令和4年12月撮影)

海岸

台風などによる災害から浸水被害を防ぐため海岸の環境整備を行います

【水管理・国土保全局】12海岸(88海岸)事業実施中:4海岸、【港湾局】29海岸(136海岸)事業実施中:3海岸
※()県全体

国土交通省水管理・国土保全局所管

●台風などによる災害防止とともに海岸環境整備及び老朽化護岸の整備を行います。

管内には発達したさんご礁に囲まれた自然豊かな海岸が多く、海岸環境整備を進めるに際し、自然景観、海洋生物の保全や海浜レクリエーション利用に配慮するとともに高潮、波浪、浸食等による災害防止のための整備を行います。その地区として、北前海岸、宇地泊海岸、大山海岸等、12地区海岸17kmを海岸保全区域(国土交通省水管理・国土保全局所管)に指定しております。

令和7年度は高潮対策2事業、海岸メンテナンス2事業の事業継続。

北前海岸



北谷町北前



北前海岸高潮対策事業(北谷町)
全体事業費/約5.05億円
事業延長/220m
事業開始年度/平成26年度



越波状況(台風時)



被災状況(台風時)



整備前

伊佐海岸



宜野湾市伊佐



伊佐海岸海岸メンテナンス事業(宜野湾市)
全体事業費/約4.76億円
事業延長/300m
事業開始年度/平成27年度

兼久海岸



嘉手納町兼久



兼久海岸海岸メンテナンス事業(嘉手納町)
全体事業費/約3.90億円
事業延長/158m
事業開始年度/平成28年度

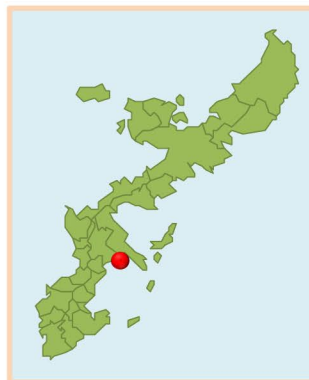
国土交通省港湾局所管

●老朽化等の護岸崩壊による浸水被害防止対策と海岸の環境整備を行います。

豊原海岸、川田海岸及び渡口海岸は、市街地及び港に隣接する海岸ですが、築造後40～50年余も経過し、老朽化による護岸損壊、コンクリートのひびわれ等、劣化が進行しております。

近年、異常気象等による浸水被害も発生しており、また、背後に大型商業施設や住宅等の増加による市街地化の進展や公共道路等もあることから早急に護岸整備を行い、背後施設及び住宅の浸水被害防止を図っていきます。令和7年度は老朽化対策1事業、港湾海岸メンテナンス2事業の事業継続。

豊原海岸



うるま市豊原



老朽化対策緊急事業(豊原地区)
全体事業費/約13億円
事業延長/2,030m
事業開始年度/平成21年度

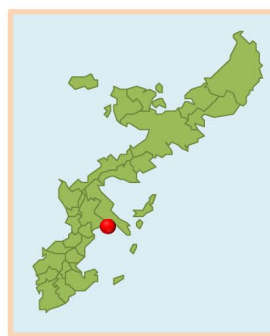


整備前



整備後

川田海岸



うるま市川田



港湾海岸メンテナンス事業(川田地区)
全体事業費/約2.92億円
事業延長/563m
事業開始年度/平成28年度

渡口海岸



北中城村渡口



港湾海岸メンテナンス事業(渡口地区)
全体事業費/約2.26億円
事業延長/158m
事業開始年度/令和4年度